

取り壊し、新築・増築した 家屋等はありませんか

(町民税務課)

固定資産税は、毎年1月1日に土地や家屋を所有している方に課税されます。

今年中に家屋等の取り壊しや新築・増築を予定している方(またはお済みの方)は、お早めに町民税務課までご連絡ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

医療費が高額になった ときは

(町民税務課)

国民健康保険に加入している被保険者の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」があれば、同じ医療機関での1か月の医療費が高額になったときでも、自己負担限度額までの支払いになります。この自己負担限度額は、所得区分に応じて異なります。

詳細については、保険証と一緒ににお配りしている冊子をご覧ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付には、毎年申請が必要です。

○申請 町民税務課②窓口

※代理申請の場合は、窓口に来られた方の本人確認の書類(運転免許証等)が必要となります。

○持参するもの

マイナンバーカードまたは、通知カード、保険証、印鑑

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

防災行政無線を使用して 全国一斉情報伝達訓練

(生活安全課)

8月28日(水)午前11時頃に、防災行政無線を使用し、以下の内容の試験放送を行います。

○放送内容

「これは、Jアラートのテストです。」×3回

※五霞町以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

※試験当日、災害発生や気象状況により、中止する場合があります。

○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G

☎(84)3618 (直通)

町内交通危険箇所確認 作業を実施します

(生活安全課)

毎年、この時期になると道路上に木の枝や竹等が伸び、交通標識やカーブミラーなどに覆い被さり、道路の見通しが悪くなり、交通安全上非常に危険になります。

道路に面した宅地や山林の土地所有者におかれましては、交通安全確保のため、道路に伸び出した木の枝や竹等のこさ切りをお願いいたします。

また、今年度も境地区交通安全協会五霞支部並びに境警察署による『交通安全危険箇所の確認作業』を8月4日(日)に実施します。

当日の主な活動は、町内の巡視、交通標識やカーブミラー等の交通施設の設置・破損状況を確認することですが、木の枝や竹等の伸び出しにおける交通危険箇所があった際には、土地所有者の方に連絡する場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G

☎(84)3618 (直通)

交通安全優良運転者表 彰の申し込みについて

(生活安全課)

次の①～③の条件を満たす運転者を優良運転者として、境警察署長及び境地区交通安全協会長連名表彰に上申します。

①五霞町に居住し、境地区交通安全協会の会員である運転者

②自動車運転免許証(原付免許及び自動二輪車含む)取得後10年以上であり、過去5年以上無事故・無違反である運転者

③常時、自動車(原付以上)を乗用し、安全運転を励行するなど他運転者の模範である運転者

○お申し込み方法
免許証、印鑑を持参し、8月30日(金)午後5時までに生活安全課までご来庁ください。

○注意事項
資格の無い(過去5年以内に交通違反等をした方)申込者及び以前に同様の表彰を受けた方は、該当しませんので各自で確認ください。

また、上申後に境地区交通安全協会が審査し受賞になりますので、該当しなかった場合は、ご了承願います。

○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G

☎(84)3618 (直通)

今年金婚式(結婚50年) を迎える方へ

(健康福祉課)

9月15日(日)に高齢者福祉大会を開催します。
その中で、今年、結婚50年を迎えられるご夫婦をお祝いします。

該当される方は、健康福祉課までお申し込みください。

○対象者

今年金婚(結婚50年)を迎えられる町内在住のご夫婦

※昭和44年4月1日から昭和45年3月31日までに婚姻届出をしたご夫婦

○お申し込み期限 8月30日(金)

○お申し込み方法

婚姻日確認のため、戸籍謄本(婚姻日が明記されているもの)をご持参のうえ、健康福祉課の窓口でお申し込みください。

○注意

期日までにお申し込みいただいた方をお祝いいたしますので、対象の方は、忘れずにお申し込みください。

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G

☎(84)0006 (直通)

